

達示第15号
令和7年5月1日

札幌刑務所長 遊 佐 篤 史

「受刑者所内生活心得の制定について」の一部改正について
標記について、令和6年9月9日付け達示第29号「受刑者所内生活心得の制定について」を、下記のとおり一部改正する。

なお、各支所においては、その実情に応じ、本達示の趣旨に反しない限度で支所長指示を定めて運用することとして差し支えない。

記

「受刑者所内生活心得」別冊2（自弁物品許可品目表）の別表1「男子受刑者自弁物品許可品目表」及び別表2「女子受刑者自弁物品許可品目表」を、別紙のとおり改める。

じゅけいしゃしよないせいかつこころえ
受刑者所内生活心得

じべんぶつびんきよかひんもくひょう
(自弁物品許可品目表)

べっさつ
別冊 2

さっぽろけいむしよ
札幌刑務所

別表1 男子受刑者自弁物品許可品目表

	区分	品名	対象者等					購入数量基準	標準使用期間	摘要
			第1類	第2類	第3類	全受刑者				
1	下着類	長袖シャツ				○	3枚	白色又は肌色で、無地の化繊又は木綿製のもの。形状は丸首、U首又はV首のもの。下着類に限る。 「指定」		
		半袖シャツ					5枚			
		ランニングシャツ								
		パンツ				○	5枚		補修用ゴムひも（3m以内で白色又は白色に近いもの）を含む。化繊又は木綿製のもの。 「指定」	
		ブリーフ								
		ズボン下				○	3枚		補修用ゴムひも（3m以内で白色又は白色に近いもの）を含む。冬物に限る。「指定」	
		靴下（夏物）				○	5足		ハイソックス及び毛糸製品を除く。 「指定」	
		靴下（冬物）								
		パジャマ	○				2着	色柄は無地又は無地に近いもので、化繊又は木綿製のもの。 「指定」		
2	食料品	米飯類、パン類 麺類、惣菜類	○			●			第1類の者に1月1回以上許すほか、外部通勤作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。	
3	嗜好品	菓子、果物類 清涼飲料その他の嗜好飲料	○	○	○				種類等は、その都度、指定する。第1類及び第2類の者は月2回、第3類の者は月1回とする。	
4	室内 装飾品	生花	○	○	○	●			花瓶の自弁が許される場合に限る。「指定」	
		花瓶	○	○	○	●	1個		制限区分第1種から第3種までの者に限る。「指定」	
		写真立て	○	○	○	●	1個		木製又は合成樹脂製のもので、15×20cm以内のもの。 「指定」	
		書画	○			●	1枚		その都度、個別に指定する。額縁の自弁が許される場合に限る。 「指定」	
		額縁	○			●	1個		「指定」	
5	タオル類	タオル				○	2枚		特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。居室用、工場用各1枚「指定」	
		バスタオル				○	1枚		特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。 「指定」	
		ナイロンタオル	○	○			1枚		特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。 「指定」	
		ハンカチ				○	2枚		タオル地又は木綿製のもの。特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。「指定」	
6	石けん類	石けん				○	2個	1月	居室用、工場用各1個「指定」	
		石けん容器					2個			材質は不燃性のもので、合成樹脂製。色柄は無地又は無地に近いもの。金属製及びあかこすり等特別な細工の施されたものは除く。居室用、工場用各1個「指定」

	区 分	品 名	対象者等						摘 要	
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間		
6	石けん類	ポディーソープ	○	○				1個	1月	容量300ml以下の液体状のもの。 「指定」
		シャンプー					○	1個	2月	
		リンス						1個		
7	調髪用具	くし					○	1本	ヘアブラシを含む。合成樹脂製又は木製のもの。筋立て付きのものは除く。 「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。 「指定」	
		整髪料					○	1個		
8	ひげそり用具	電池式かみそり					○	1個	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。 「指定」	
		シェービングクリーム					◎	1個	「指定」	
9	歯磨き用具	歯ブラシ					○	1本	材質は不燃性のもので、合成樹脂製。無地又は無地に近いもの。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」	
		デンタルフロス					○	1袋		1月
		歯磨き					○	1個	金属製容器入りのものは除く。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」	
		歯ブラシケース					○	1個	材質は合成樹脂製。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」	
10	ちり紙等	ちり紙					○	2個	1月	1,000枚程度 水溶性で、香料臭のないもの。 「指定」
		尿取りパット					◎	2袋	失禁があるなど、特に必要と認められる場合に限る。 「指定」	
11	履物	運動靴					○	1足	ズック製ゴム底のもの。 「指定」	
		サンダル	○	○	○			1足	スリッパを含む。ビニール製ゴム底のもの。 「指定」	
12	座布団	座布団	○	○	○			1枚	「指定」	
13	耳かき等	耳かき					○	1本	竹製又は合成樹脂製のもの。 「指定」	
		綿棒						必要量		
14	箸	箸					○	1膳	木製、竹製又は合成樹脂製で、色柄は無地又は無地に近いもの。居室用 「指定」	
		箸容器						1個	1膳用のもの。金属製のものを除く。居室用 「指定」	
15	室内調度類	置き時計					◎	1個	電池を含む。その都度、個別に指定する。 居室用 「指定」	
		置き鏡					◎	1個		

区分	品名	対象者等						摘要	
		第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間		
16	クリーム類	クリーム類				○	1個	1月	容量60g以下のもの。「指定」
		汗止め用粉末				○	1個	3月	パフ及びパフケースを含む。「指定」
		制汗剤 (スティックタイプ)				○	各1個		無香料、ノンアルコールタイプのものに限る。スプレー式のもの を除く。 「指定」
		制汗剤 (シートタイプ)							
		化粧水				○	1個	3月	容量300ml以下のもの。 「指定」
乳液									
17	文房具	消しゴム				○	各1個	2月	大きさは3×5×2cm以内、白色系統の香料臭のないもの。 「指定」
		砂消しゴム							大きさは3×5×2cm以内、香料臭のないもの。 「指定」
		砂付き消しゴム							大きさは3×6×2cm以内、香料臭のないもの。砂付き消し ゴムの場合は、他の消しゴムの使用は許可しない。「指定」
		色鉛筆				○	各1本	1月	鉛筆削りを用いないものに限る。青色又は赤色に限る。 「指定」
		シャープペンシル				○	1本		材質は不燃性のもので、金属製のものを除く。替え芯は、黒色 (HB・B・Hの3種)に限る。
		シャープペンシル (替え芯)					1個	1月	「指定」
		ボールペン				○	各1本	1月	材質は不燃性のもので、ペン軸は透明な合成樹脂製のものに限 る。青色、黒色又は赤色(ジェルインクを含む。)に限る。購入 時、特に指定のない場合は、黒色のものとする。 「指定」
		ボールペン (替え芯)							
		万年筆				◎	1本		材質は不燃性のもので、金属製のものを除く。 青色又は黒色に限る。
		万年筆 (スぺアインク)					1個		「指定」
		蛍光ペン				◎	各1本		プラスチック軸等鉛筆型の簡易なもの。色は単品購入できるもの に限り、桃色、黄緑色又は黄色とする。「指定」
		雑記帳				○	1冊	1月	A5判又はB5判、白色系統の大学ノート形式とし、100枚綴 り以内のもの。金具とじの付いたものは除く。「指定」
		日記帳				◎	1冊		B5判以内の自由日記形式のもの。「指定」
		各種ノート (雑記帳を除く。)				◎			五線譜ノート、白無地ノートなど。「指定」
色紙				◎	3枚		短冊を含む。「指定」		
カーボン紙				◎	必要数		品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応 するものを、その都度、個別に指定する。 原稿用紙、レポート用紙等。		
けい紙その他の 筆記用紙				◎				「指定」	

	区分	品名	対象者等					摘要	
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
17	文房具	下敷き				○	1枚		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。大きさはA4判以下のもの。色彩は無地に近いものとし、金具類の付属したもの及び袋状のものは除く。 「指定」
		定規				○	1本		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。30cm用以下の直定規に限る。 「指定」
		筆入れ				○	1個		材質は不燃性のもので、合成樹脂又は布製。色彩は無地に近いものとし、特別な細工の施されたものは除く。 「指定」
		板目紙				◎	必要数		訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合に限る。 「指定」
		とじひも							
		インデックス							
		付箋							
ファイル									
18	計算機類	電池式計算機				◎	1台		電池を含む。 「指定」
		そろばん				◎	1丁		「指定」
19	音声再生機類	CDプレイヤー その他の音声再生機				◎			学習用に限る。イヤホン及び電池を含む。 「指定」
		CDその他の音声記録媒体							
20	学習用具	書道 ペン習字用具				◎			学習用（クラブを含む。）に限る。 「指定」
		絵画用具							
		各種 学習用具							
21	信仰上必要な物品	数珠				◎	1本		飾り部分の長さを含め、最大伸長時の円周が60cm以内で、金属製及びガラス製ではないもの。 居室内での所持を認めるが、使用については、居室内において宗教行為を行う時のみ許可する。
		ロザリオ							
		礼拝用マット					1枚		大きさは70×110cm以内、金属を含まない布製のものに限る。
22	手袋、マスクその他の身体に装着する物品	手袋				◎			手袋は軍手を含む。品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。 マスクの購入数量基準について、箱入り（50枚）は1箱、個包装（7枚）は2袋 「指定」
		耳袋							
		マスク							
		耳栓					1組		
		使い捨てカイロ							

区分	品名	対象者等						摘要
		第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
23	娯楽品 CDプレイヤー 音楽等CD	○						イヤホン及び電池を含む。 「指定」
24	作業用具 作業用具				◎			自己契約作業を行うのに必要な物品 品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。
25	通信用品 封筒 郵券 はがき 郵便書簡 通信用紙				○	10枚		縦型又は横型一重の長封筒で、色は白色又は茶色系統の無地とし、香料臭のないもの。航空郵便封筒は、特に認められた場合に限る。 「指定」
						20枚		1回の購入は、2千円以内とする。
						20枚		通常はがき及び私製はがきとする。ただし、私製はがきは、日本郵政の通常はがきと同等の大きさのものとし、紙製に限る。 往復はがき及び航空書簡（はがきを含む。）は、特に認められた場合に限る。
						20枚		
						1冊		白色系統の無地、20行程度の罫線入りで100枚綴り以内のものとし、香料臭のないもの。 「指定」
26	印紙 印紙				◎	必要数		証紙を含む。
27	印鑑 印鑑				◎			必要時に限り、印鑑使用願により使用を認める。 印鑑ケースを含む。
28	かつら かつら				◎			外出又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他のかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。
29	衣類 衣類 (上衣及び下衣)				○			護送する場合において、必要と認めるときに限る。

	区 分	品 名	対象者等						摘 要
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
30	補正器具等	眼鏡							<p>品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。</p> <p>眼鏡レンズは、原則として、色付きを除く。コンタクトレンズは、カラーコンタクトを除く。</p> <p>眼鏡ケースは、金属製のものを除く。</p> <p>眼鏡拭きの大きさは、30cm角以下とする。</p> <p>洗浄用クリーナー、義歯洗浄カップ、補聴器用電池を含む。</p> <p>サポーターは、原則として、金具入りのものを除く。</p> <p>コンタクトレンズ用洗浄剤、義歯安定剤、義歯洗浄剤、義歯洗浄カップは「指定」</p>
		眼鏡ケース							
		眼鏡拭き							
		コンタクトレンズ							
		コンタクトレンズ用ケース							
		コンタクトレンズ用洗浄剤							
		義手・義足							
		義眼							
		義歯							
		義歯安定剤							
		義歯洗浄剤							
		補聴器							
		松葉杖							
		サポーター							
ヘルニア帯									

◎

必要数

(備考)

1 表中の各記号は、それぞれ次のものを示します。

○印 使用を許可するもの

◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取又は使用を許可することを適当と認める場合に限り摂取又は使用を許可するもの

2 摘要欄に「指定」とされているものは、原則として、指定業者を通じてのみ購入を許可するもので、外部からの差入れ及び携有してきたものの使用は認めません。

3 次の各号に定めるものは、当所指定の規格と異なっている物品であっても、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのある場合を除き、願い出により、その使用を許可します。

ア 他の刑事施設から移送された者について、前施設で使用が許可されていた物品

イ 警察官署等から入所した者について、同署等で使用していたものであって、所内生活において差し当たり必要なもの（当該物品に限る。）

4 自弃物品及び差入物品について、華美に過ぎるか、著しく高価な物品かなどの判定基準は、例えば、指定業者を通じて購入する自弃物品と同程度の品質、規格及び価格を標準とします。

5 1回当たりに購入できる数量の基準及び使用期間は、管理上の基準を定めたものです。使用者個々の特殊事情により、出願のあったときには、特に必要と認められる場合に限り、数量の増加又は使用期間の短縮を許可することがあります。

6 ◎印の物品を許可する場合は、その都度、個別に審査を行い、使用目的に対応する品質、規格、数量、使用期間等を指定して許可します。

7 ◎印の物品の購入等の出願は、使用の許可を受けた後でなければ受理しません。

8 表中の「合成樹脂製」には、セルロイド製品は含まれません。

9 し好品及び食料品の購入・喫食については、別に指示します。

10 受刑者が所持する下着類、靴下等の洗濯・保管、着用方法については、別に指示します。

11 自弃物品の品目別価格は、市場の実情等を考慮して変動する場合があります、あらかじめ告知します。

12 通信教育等を受講している者の教材については、その都度、個別に検討して審査します。

13 労務場留置者の自弃物品については、「作業用具」を除きます。

別表2 女子受刑者自弁物品許可品目表

	区 分	品 名	対象者等					購入数量基準	標準使用期間	摘 要
			第1類	第2類	第3類	全受刑者				
1	下着類	長袖シャツ				○	4枚	白色又は肌色で、無地の化繊又は木綿製のもの。形状は丸首、U首又はV首のもの。下着類に限る。 「指定」		
		半袖シャツ				○	4枚			
		パンツ				○	4枚	補修用ゴムひも（3m以内で白色又は白色に近いもの）を含む。白色又は肌色で、化繊又は木綿製のもの。 「指定」		
		ズロース				○	4枚			
		生理帯				○	3枚	二重構造、ポケット状、アクティブクッション等特殊な形状のものは除く。「指定」		
		失禁パンツ				◎	3枚	失禁のある者に限る。「指定」		
		ズボン下				○	3枚	補修用ゴムひも（3m以内で白色又は白色に近いもの）を含む。「指定」		
		ブラジャー				○	3枚	二重構造、ワイヤー入り、パット取外し可能なもの等特殊な形状のものは除く。「指定」		
		靴下				○	4足	毛糸製品を除く。「指定」		
		タイツ				○	2足	肌色、グレー色又は茶色系の無地又は無地に近いもの。「指定」		
		パジャマ	○				2着	色柄は無地又は無地に近いもので、化繊又は木綿製のもの。「指定」		
2	食料品	米飯類、パン類 麺類、惣菜類	○			●		第1類の者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。		
3	嗜好品	菓子、果物類 清涼飲料その他の嗜好飲料	○	○	○			種類等は、その都度、指定する。第1類及び第2類の者は月2回、第3類の者は月1回とする。		
4	室内装飾品	生花	○	○	○	●		花瓶の自弁が許される場合に限る。「指定」		
		花瓶	○	○	○	●	1個	制限区分第1種から第3種までの者に限る。「指定」		
		写真立て	○	○	○	●	1個	木製又は合成樹脂製のもので、15×20cm以内のもの。「指定」		
		書画	○			●	1枚	その都度、個別に指定する。額縁の自弁が許される場合に限る。「指定」		
		額縁	○			●	1個	「指定」		
5	タオル類	タオル				○	2枚	特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。居室用、工場用各1枚「指定」		
		バスタオル				○	1枚	特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。「指定」		

区分	品名	対象者等						摘要	
		第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間		
5	タオル類	ナイロンタオル				○	1枚		特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。 「指定」
		ハンカチ				○	2枚		タオル地又は木綿製のもの。特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。 「指定」
6	石けん類	石けん				○	2個	1月	居室用、工場用各1個 「指定」
		洗顔フォーム				○	1個		「指定」
		ボディソープ	○	○			1個		容量300ml以下の液体状のもの。 「指定」
		洗濯用石けん(粉末)				○	各1個		粉末は、容量1.0kg以下のもの。 「指定」
		洗濯用石けん(固形)							
		石けん容器				○	3個	1月	材質は不燃性のもので、合成樹脂製。色柄は無地又は無地に近いもの。金属製及びあかこすり等特別な細工の施されたものは除く。居室用、工場用、洗濯石けん用各1個 「指定」
		シャンプー				○	1個	2月	容量300ml以下の液体状のもの。 「指定」
リンス				1個					
7	調髪用具	くし				○	1本		合成樹脂製又は木製のもの。特定の記号、標識、図柄、記名文字等の入ったものは除く。 「指定」
		ヘアブラシ					1本		
		ヘアクリーム				○	1個		容量200g以下のもの。 「指定」
		ヘアピン				○	各1 パック		かざピンを含む。 「指定」
		髪止めゴム							黒色のもの。 「指定」
		ヘアカーラー						1箱	「指定」
		ナイトキャップ						1個	
8	ひげそり用具	電池式 かみそり				○	1個		収納ケース、替え刃、はげ及び電池を含む。 「指定」
9	歯磨き用具	歯ブラシ				○	1本	1月	材質は不燃性のもので、合成樹脂製。無地又は無地に近いもの。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」
		デンタルフロス				○	1袋		
		歯磨き				○	1個		金属製容器入りのものは除く。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」
		歯ブラシケース				○	1個		材質は合成樹脂製。工場では、特に必要と認める者に限る。 「指定」

	区 分	品 名	対象者等						摘 要
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
10	ちり紙等	ちり紙					2個	1月	1,000枚程度 水溶性で、香料臭のないもの。 「指定」
		生理用ナプキン				○	2袋		「指定」
		おりものシート					1袋		
		尿取りパット				◎	2袋		失禁があるなど、特に必要と認められる場合に限る。 「指定」
11	履物	運動靴				○	1足		ズック製ゴム底のもの。 「指定」
		サンダル	○	○	○		1足		スリッパを含む。ビニール製ゴム底のもの。 「指定」
12	座布団	座布団	○	○	○		1枚		「指定」
13	耳かき等	耳かき				○	1本		竹製又は合成樹脂製のもの。 「指定」
		綿棒					必要量		
14	箸	箸				○	1膳		木製、竹製又は合成樹脂製で、色柄は無地又は無地に近いもの。 居室用 「指定」
		箸容器					1個		
15	室内調度類	置き時計				◎	1個		電池を含む。その都度、個別に指定する。 居室用 「指定」
		置き鏡				◎	1個		
16	クリーム類	クリーム類				○	1個	1月	容量60g以下のもの。 「指定」
		ハンドクリーム				○	1個	3月	容量100g以下のもの。 「指定」
		汗止め用粉末				○	1個	3月	パフ及びパフケースを含む。 「指定」
		制汗剤 (スティックタイプ)				○	各1個		無香料、ノンアルコールタイプのものに限る。スプレー式のものを除く。 「指定」
		制汗剤 (シートタイプ)							
		化粧水				○	1個	3月	容量300ml以下のもの。 「指定」
17	文房具	消しゴム				○	各1個	2月	大きさは3×5×2cm以内、白色系統の香料臭のないもの。 「指定」
		砂消しゴム							大きさは3×5×2cm以内、香料臭のないもの。 「指定」
		砂付き消しゴム							大きさは3×6×2cm以内、香料臭のないもの。砂付き消しゴムの場合は、他の消しゴムの使用は許可しない。 「指定」

区分	品名	対象者等					摘要	
		第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
17 文房具	色鉛筆				○	各1本	1月	鉛筆削りを用いないものに限る。青色又は赤色に限る。 「指定」
	シャープペンシル				○	1本		材質は不燃性のもので、金属製のものを除く。替え芯は、黒色(HB・B・Hの3種)に限る。 「指定」
	シャープペンシル(替え芯)					1個	1月	
	ボールペン				○	各1本	1月	材質は不燃性のもので、ペン軸は透明な合成樹脂製のものに限る。青色、黒色又は赤色(ジェルインクを含む。)に限る。購入時、特に指定のない場合は、黒色のものとする。 「指定」
	ボールペン(替え芯)							
	万年筆				◎	1本		材質は不燃性のもので、金属製のものを除く。青色又は黒色に限る。 「指定」
	万年筆(スペアインク)					1個		
	蛍光ペン				◎	各1本		プラスチック軸等鉛筆型の簡易なもの。色は単品購入できるもの に限り、桃色、黄緑色又は黄色とする。「指定」
	雑記帳				○	1冊	1月	A5判又はB5判、白色系統の大学ノート形式とし、100枚綴り以内のもの。金具とじの付いたものは除く。「指定」
	日記帳				◎	1冊		B5判以内の自由日記形式のもの。「指定」
	各種ノート(雑記帳を除く。)				◎			五線譜ノート、白無地ノートなど。「指定」
	色紙				◎	3枚		短冊を含む。「指定」
	カーボン紙				◎	必要数		品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。 原稿用紙、レポート用紙等。 「指定」
	けい紙その他の筆記用紙				◎			
	下敷き				○	1枚		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。大きさはA4判以下のもの。色彩は無地に近いものとし、金具類の付属したもの及び袋状のものは除く。 「指定」
	定規				○	1本		材質は不燃性のもので、合成樹脂製。30cm用以下の直定規に限る。「指定」
	筆入れ				○	1個		材質は不燃性のもので、合成樹脂又は布製。色彩は無地に近いものとし、特別な細工の施されたものは除く。「指定」
	板目紙				◎	必要数		訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合に限る。 「指定」
	とじひも							
	インデックス							
付箋								
ファイル								

区分	品名	対象者等						摘要		
		第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間			
18	計算機類	電池式計算機				◎	1台	電池を含む。「指定」		
		そろばん				◎	1丁	「指定」		
19	音声再生機類	CDプレイヤー その他の音声再生機				◎		学習用に限る。イヤホン及び電池を含む。 「指定」		
		CDその他の音声記録媒体								
20	学習用具	書道ペン習字用具				◎		学習用（クラブを含む。）に限る。 「指定」		
		絵画用具								
		各種学習用具								
21	信仰上必要な物品	数珠				◎	1本	飾り部分の長さを含め、最大伸長時の円周が60cm以内で、金属製及びガラス製ではないもの。 居室内での所持を認めるが、使用については、居室内において宗教行為を行う時のみ許可する。		
		ロザリオ								
		礼拝用マット							1枚	大きさは70×110cm以内、金属を含まない布製のものに限る。
		礼拝用スカーフ							1枚	大きさは70×70cm以内、金属を含まない布製のものに限る。
22	手袋、マスクその他の身体に装着する物品	手袋				◎		手袋は軍手を含む。品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。 マスクの購入数量基準について、箱入り（50枚）は1箱、個包装（7枚）は2袋 「指定」		
		ゴム手袋								
		耳袋								
		マスク								
		耳栓							1組	
		使い捨てカイロ								
23	娯楽品	CDプレイヤー	○					イヤホン及び電池を含む。 「指定」		
		音楽等CD								
24	作業用具	作業用具				◎		自己契約作業を行うのに必要な物品 品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。		

	区 分	品 名	対象者等					摘 要	
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
25	通信用品	封筒				○	10枚		縦型又は横型一重の長封筒で、色は白色又は茶色系統の無地とし、香料臭のないもの。航空郵便封筒は、特に認められた場合に限る。 「指定」
		郵券					20枚		1回の購入は、2千円以内とする。
		はがき					20枚		通常はがき及び私製はがきとする。ただし、私製はがきは、日本郵政の通常はがきと同等の大きさのものとし、紙製に限る。往復はがき及び航空書簡（はがきを含む。）は、特に認められた場合に限る。
		郵便書簡					20枚		
		通信用紙					1冊		白色系統の無地、20行程度の罫線入りで100枚綴り以内のものとし、香料臭のないもの。「指定」
26	印紙	印紙				◎	必要数		証紙を含む。
27	印鑑	印鑑				◎			必要時に限り、印鑑使用願により使用を認める。 印鑑ケースを含む。
28	かつら	かつら				◎			外出又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他のかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。
29	衣類	衣類 (上衣及び下衣)				○			護送する場合において、必要と認めるときに限る。

	区 分	品 名	対象者等						摘 要
			第1類	第2類	第3類	全受刑者	購入数量基準	標準使用期間	
30	補正器具等	眼鏡							<p>品質、規格、数量及び使用期間等は、審査の際、使用目的に対応するものを、その都度、個別に指定する。</p> <p>眼鏡レンズは、原則として、色付きを除く。コンタクトレンズは、カラーコンタクトを除く。</p> <p>眼鏡ケースは、金属製のものを除く。</p> <p>眼鏡拭きの大きさは、30cm角以下とする。</p> <p>洗浄用クリーナー、義歯洗浄カップ、補聴器用電池を含む。</p> <p>サポーターは、原則として、金具入りのものを除く。</p> <p>コンタクトレンズ用洗浄剤、義歯安定剤、義歯洗浄剤、義歯洗浄カップは「指定」</p>
		眼鏡ケース							
		眼鏡拭き							
		コンタクトレンズ							
		コンタクトレンズ用ケース							
		コンタクトレンズ用洗浄剤							
		義手・義足							
		義眼				◎	必要数		
		義歯							
		義歯安定剤							
		義歯洗浄剤							
		補聴器							
		松葉杖							
		サポーター							
		ヘルニア帯							

(備考)

1 表中の各記号は、それぞれ次のものを示します。

○印 使用を許可するもの

◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取又は使用を許可することを適当と認める場合に限り摂取又は使用を許可するもの

2 摘要欄に「指定」とされているものは、原則として、指定業者を通じてのみ購入を許可するもので、外部からの差入れ及び携有してきたものの使用は認めません。

3 次の各号に定めるものは、当所指定の規格と異なっている物品であっても、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのある場合を除き、願い出により、その使用を許可します。

ア 他の刑事施設から移送された者について、前施設で使用が許可されていた物品

イ 警察官署等から入所した者について、同署等で使用していたものであって、所内生活において差し当たり必要なもの（当該物品に限る。）

4 自弃物品及び差入物品について、華美に過ぎるか、著しく高価な物品かなどの判定基準は、例えば、指定業者を通じて購入する自弃物品と同程度の品質、規格及び価格を標準とします。

5 1回当たりに購入できる数量の基準及び使用期間は、管理上の基準を定めたものです。使用者個々の特殊事情により、出願のあったときには、特に必要と認められる場合に限り、数量の増加又は使用期間の短縮を許可することがあります。

6 ◎印の物品を許可する場合は、その都度、個別に審査を行い、使用目的に対応する品質、規格、数量、使用期間等を指定して許可します。

7 ◎印の物品の購入等の出願は、使用の許可を受けた後でなければ受理しません。

8 表中の「合成樹脂製」には、セルロイド製品は含まれません。

9 し好品及び食料品の購入・喫食については、別に指示します。

10 受刑者が所持する下着類、靴下等の洗濯・保管、着用方法については、別に指示します。

11 自弃物品の品目別価格は、市場の実情等を考慮して変動する場合があります、あらかじめ告知します。

12 通信教育等を受講している者の教材については、その都度、個別に検討して審査します。

13 労役場に留置者の自弃物品については、「作業用具」を除きます。